

平成 28 年 8 月 23 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会について
(2) 平成 27 年度会計決算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 議員派遣について
(5) その他
- 2 調査の経過 8 月 23 日、委員会を開催し、第 3 回魚沼市議会定例会の運営等について協議した。
付議事件及びその取り扱い等については、別紙のとおりとすることとした。急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
平成 27 年度会計決算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は 9 月 8 日午後 3 時とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、閉会中に行う行政視察について議員全員を派遣することとし、最終日に議長発議により議決することとした。
その他で、議会報告会については、実行委員会を設置し、実施することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会について

(2) 平成 27 年度会計決算の審査について

(3) 閉会中の所管事務調査について

(4) 議員派遣について

(5) その他

・議会報告会について

・その他

2 日 時 平成 28 年 8 月 23 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、角家総務課長、堀沢財政課長、渡辺商工観光課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9 : 59)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

堀沢財政課長 それでは、決算及び補正予算関係の付議事件についてご説明いたします。付議事件番号 1 番から 10 番につきましては、平成 27 年度魚沼市一般会計及び 5 つの特別会計並びに 4 つの企業会計を合わせた 10 の各会計決算について、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき決算の認定をお願いするものです。次に、付議事件番号 11 番から 14 番につきましては、各会計の既決予算に追加またはその

他の変更を加える補正予算について議決をお願いするものです。付議事件番号 11 番の一般会計補正予算（第 2 号）の主な補正内容としては、歳入では、前年度繰越金、普通交付税等の確定に伴う増額補正、当初予算において計上していた財政調整基金及び公共施設整備等基金からの繰入金の減額、歳出においては、国の政策による総合行政システム等管理事業においてセキュリティ強化のための追加、浅草岳源泉ポンプ入替関連工事費の追加、公共施設整備等基金の取り崩しにより賄うこととしていた財源について、一般財源へ組み換えるものなどとなります。付議事件番号 12 番の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入において、平成 27 年度決算による繰越金の増額とそれに伴う一般会計からの法定外繰入金の減額、歳出では、前年度療養給付費国庫負担金の精算に伴う超過交付分償還金などの追加補正をするものです。付議事件番号 13 番、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入において、平成 27 年度決算による繰越金の増額、歳出では、前年度給付費の確定に伴う国・県・支払基金への給付費負担金等の償還金の追加が主な内容であります。付議事件番号 14 番、病院事業会計補正予算（第 1 号）は、県から無償譲渡を受けた血液ガス分析装置が修理不能となり、一般会計から負担金を受けて更新するものです。決算、補正予算の関係は以上です。

角家総務課長 事件番号 15 番、魚沼市文化会館条例の一部改正については、新年度から指定管理施設への移行を予定している文化会館の使用料と一部使用区分について、所要の改正を行うものです。16 番、魚沼市税条例の一部改正については、所得税法及び地方税法等の改正に伴い、市民税の修正申告等に伴う延滞金の計算期間などについて所要の改正を行うものです。17 番、魚沼市児童遊園条例の一部改正については、利用が減少し、管理委託返還の申し入れがあった中島ちびっこ広場の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。18 番、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法等の改正に伴い、分離課税とされる特別適用利子及び配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定等は総所得金額に含めるとするなど、所要の改正を行うものです。19 番、魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市診療所条例の一部改正については、委託業務としていた守門健康センター条例の診療所に係る規定を診療所条例で規定し、湯之谷歯科診療所及び入広瀬診療所の歯科診療を廃止してテナントによる業務委託継続とするほか、診療所の指定管理の導入に伴い、所要の改正を行うものです。20 番、魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正については、本条例において引用する児童扶養手当施行令の改正に伴い、引用する条項番号を改正するものです。21 番、魚沼市農業委員会の委員等の定数に関する条例は、農業委員会等に関する法律の改正により、市長が任命する農業委員会の委員定数及び農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数を新たに規定するものです。次に、22 番、魚沼地域視聴覚教育協議会規約の変更について及び 23 番、魚沼地域視聴覚教育協議会の廃止については、昭和 49 年 4 月 1 日に設立し、その後改編を経て現在 3 市 1 町により構成する魚沼地域視聴覚教育協議会を平成 29 年 5 月 31 日をもって廃止することとし、その後の事務の承継について規約を改正して、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。続いて、事件番号 24 番から 28 番については、商工観光課長が説明します。

渡辺商工観光課長 事件番号第 24 号、市有財産の貸付けについて（小出スキー場）、第 25 号、薬師スキー場、第 26 号、大湯温泉スキー場、第 27 号、須原スキー場及び第 28 号、大原スキー場であります。本 5 件につきましては、いずれもスキー場の民営化に伴い、それぞれ 5

つの民間事業者と平成 25 年 11 月 1 日から本年 10 月 31 日までの 3 年間、市有財産である索道施設等の無償貸借契約を締結しているところであります。このたび、10 月末日をもって当該契約が満了することに伴い、それぞれの民間事業者から契約を継続したいという通知がありましたので、本年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日までさらに 3 年間、当該市有財産を無償で貸し付けるために、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき本 5 件を議案として提出するものであります。

堀沢財政課長 報告事件 9 件につきましてご説明いたします。報告事件番号 1 番から 4 番につきましては、各会計の継続費の精算についてであります。報告事件番号 1 番、一般会計継続費の精算については、平成 26 年度、27 年度の 2 カ年度で行いました公共施設等総合管理計画策定事業及び斎場建設事業が完了しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき精算額につきましてご報告するものであります。報告事件番号 2 番、病院事業会計継続費の精算については、平成 25 年度から 27 年度の 3 カ年にわたって実施しました新病院整備事業につきまして継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するものであります。報告事件番号 3 番、水道事業会計継続費の精算については、平成 26 年度、27 年度の 2 カ年にわたって実施しました七日市配水池建設事業について継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するものであります。報告事件番号 4 番、下水道事業会計継続費の精算については、平成 26 年度、27 年度の 2 カ年にわたって実施しました上条終末処理場機械設備等更新事業について継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するものであります。報告事件番号 5 番から 7 番は、決算認定会議の日程により 6 月定例会市議会に報告のできなかった魚沼市の出資法人、株式会社ほりのうち、株式会社ユピオ及び長岡地域土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものです。報告事件番号 8 番の健全化判断比率について及び報告事件番号 9 番の資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するものです。報告事件は以上です。

森島委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定しました。次に、議長受付事件について、説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 3 回定例会請願文書表」及び「平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明)

森島委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることとしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。次に、(2)付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に、説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 3 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取り扱い(案)について説明)

森島委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議会事務局長の説明のとおり取り扱いでよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　急施事件の取り扱いにつきましては、定例会開催前日までに受理した請願、陳情につきましては議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定したいとするものであります。

森島委員長　ただいまの説明に質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを協議することによろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。

(2) 平成 27 年度会計決算の審査について

森島委員長　日程第 2、平成 27 年度会計決算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(資料「平成 27 年度魚沼市各会計決算の審査について」により説明)

森島委員長　今ほど議会事務局長から説明がありました平成 27 年度魚沼市各会計決算の審査について質疑を行います。

渡辺委員　予算、決算の質疑の方法として、以前より総括を先にするわけですが、それから款別に行くということで、審査の目的からすると来年度以降の予算にどう生かすかというようなところも入ってくるわけですので、当然款別にした後にもまた総括的な話が出てくるかと思うんですけれども、その際に総括に戻るようなことがあると、それではいけないと言われてみたり、あるいは総括質疑で出していたものが款のところの関連しているということで款別のほうでしてくれみたいなことがあったんですけれども、できれば順番をかえるか、若しくは審査報告書をつくるに当たって全体のきちんとした質疑が終わった後、もう一度審査報告書に質疑が終わった後にこんなふうにして提案したらどうだろうかというような形での次の予算に生かすというような形を考えられないかどうかということをお聞かせいただけたらと思います。

森島委員長　このことについて委員の皆さんからご意見はありませんか。(なし) なければ、局長の説明のとおりとし、後日、特別委員会が開かれますので、その中で委員長の判断でやらせていただきたい。ただし、あくまでも意見がなければこのとおりにやらせていただくのが前提です。

渡辺委員　意見がなければそのとおりというのは、今きっと皆さんのほうがこのことをどう考えているかということをお聞きしたい。意見がないというのはそんなことをしなくてもいいという意見なんですか。

森島委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10:24)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：38）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開します。休憩前の渡辺委員の意見について休憩中に協議した結果、今回の決算審査は局長の説明のとおりとし、今後協議の場を持つことについて、議長及び議会改革特別委員長へ報告させていただくこととします。また、行政評価結果については、あくまでも参考資料ということです。そのことが決算に関わることであれば結構と思います。

渡辺委員　確認させていただきます。行政評価の中にある文言の中で決算にかかわることについて質疑をすることは構わないけれども、出てきた評価の結果ですとかそういったことに対する質疑は控えなければいけないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

森島委員長　休憩中に総務課長が言いましたように、行政評価ではなく行政評価の中の決算にかかわることであれば構わないということです。そのように解釈していただきたいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）ほかにありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。お諮りします。平成 27 年度会計決算審査の方法につきましては、議会事務局長の説明のとおり、決算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制とし、通告期限を 9 月 8 日（木）午後 3 時とすることにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。ここでしばらくの間、自席にて休憩をさせていただきます。

休憩（10：40）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：42）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開します。

（3）閉会中の所管事務調査について

森島委員長　日程第 3、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

（4）議員派遣について

森島委員長　日程第 4、議員派遣についてを議題とします。お手元に配布のとおり 11 月 15

日、16日の埼玉県秩父市及び本庄市への行政視察参加については、全議員対象の議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(5) その他

森島委員長 日程第5、その他を議題とします。これからは委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して(2)その他を先にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10:44)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:44)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。執行部から、その他報告事項はありますか。
大平市長 ありません。

森島委員長 委員の皆さんから執行部に確認しておきたいことはありますか。(なし) 双方ともありませんので、ここで執行部は退席ということにさせていただきたいと思います。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:45)

執行部退席

再 開 (10:45)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。次に、議会報告会についてを議題とします。第3回定例会終了後の決算議会の状況について、議会報告会を開催することとしております。参考までに事務局において今までの経過を踏まえた開催案を作成しておりますので、これをたたき台に検討願います。案について事務局から説明させます。

磯部事務局次長 (「平成28年魚沼市議会第2回議会報告会の実施について(案)」により説明)

森島委員長 議会報告会については、詳細については実行委員会において検討いただくということでよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、そのように議長並びに全議員に報告させていただきます。議会報告会については以上とします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 52)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 58)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに何かありませんか。(なし) なければ、以上でその他を終わります。本日の会議録につきましては委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 58)